

動物販売時説明書

この説明書は、動物(犬)の健康並び安全の確保並びに危害又は、迷惑等の防止が図られるように、動物(犬)の愛護及び管理に関する、法律施行規則第8条第4号の規定に基づき、動物(犬)購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物(犬)の特性及び状態に関する説明及びに、説明書の交付を行うために作成したものです。

疑問の点は、遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解の基に適正に飼育保管されますよう御願いたします。

I、動物(犬)の特性及び状態の概要(規則第8条第4号イ・ロ・ハ・ル・ヲ・ワ・カ・ヨ・タ・レ・ソ関係)

種類・品種:() 性別: オス ・ メス
生産地等:() 不妊又は去勢措置: 実施済み ・ 未実施
生年月日:() 年 月 日 平均寿命:()
(生年月日が不明の場合) 推定年月日 年 月 日
輸入・開始年月日 年 月 日
飼育・開始年月日 年 月 日
成体になったときの大きさ:標準体重(kg)
標準体長(cm)
その他の大きさ情報()
ワクチン接種・投薬状況: 未 ・ 済
*実施済の場合 ワクチンの接種年月日&種類
① 年 月 日 種類
② 年 月 日 種類
③ 年 月 日 種類
投薬年月日および種類
1 年 月 日 ()
2 年 月 日 ()
3 年 月 日 ()
病歴の有無: 無 ・ 有 (病名)
親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況: 無 ・ 有 ・ 不明
*有る場合 (疾患名)
該当動物(犬)の所有者:個人所有・その他 (所有者の氏名)
固体識別: 無 ・ 有
(種類:マイクロチップ・脚環・その他() 認識番号()

II、飼養保管方法

1、飼養施設、用具及び環境(規則第8条第4号ニ・ソ関係)

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物(犬)の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。

排泄設備、隠れ場、遊具等も必要です。又、清掃等が容易で、動物(犬)が逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により障害等を受ける恐れが無い物を選びましょう。

*犬舎・首輪・リード・食器・水入れ・寝床・トイレ・ブラシ・遊び道具等など

(2) 清掃等

動物(犬)の健康と安全を守るため、定期的に清掃や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

*トイレ&犬舎&食器の清掃は1日1回以上、必要に応じて実施

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度・湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

*室外で飼う場合

①南向きで風投資のよい場所を選ぶ。

②迷惑・危害防止等のため、出来るだけ家族の居る近くに置き、道路側等外来者の出入りの多い場所は避ける。

③強い日差しやノミ・蚊から守る。

④鎖につなぐ場合でもなるべく動きを制限しないよう工夫する。

⑤犬舎の周囲は清潔に保つ。

⑥鳴き声やふん尿により迷惑をかけない場所を選ぶ。

*室内で飼う場合

①危険物や毒になるものの管理・保管をしっかりする。

(又、室内での排便・排尿のしつけをするとともに、出来る限り不妊・去勢手術を行うことにも留意)

2、食事と栄養管理(規則第8条第4号ホ関係)

動物(犬)等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

(1) 食事の種類

*ドッグフード(総合栄養食)や自家製の犬専用の食事(必要な栄養が人とは異なるので注意が必要)

(2) 食事の回数及び量

*回数は1日2回(幼齢時は4~5回)。

量は、体重あたりの量を基本にして、犬の体重の変化や体の調子、便の状態などを見ながら調整

(3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておきましょう

(4) 注意すること

動物(犬)によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。

又、与え過ぎによる肥満も、動物(犬)の健康にとっては好ましくありません。

①人の食べ物は欲しがっても与えないこと。犬と人は体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるとともに、しつけ上も良くない。

②食事は時間を決めて与え、残した時はすぐに片付けること。

食べ残しを放置すると腐敗し、衛生上よくないとともに、いつでも好きなときに食べられる状況はしつけの上でもよくない。

③魚の骨や鳥の骨、チョコレート、玉葱、ネギ類は与えないこと。

魚の骨や鳥の骨は犬の腸を傷つけることがあり、玉葱やネギ類は、死に至る重症の貧血を起こすことがある。

又、牛乳は下痢をすることがある。

3、運動及び休養(規則第8条第4号ヘ関係)

動物(犬)の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

①犬が健康に過ごすためには毎日の散歩が必要である。

飼い主のライフスタイルに合わせて、一定の時間帯に散歩をする。

但し、犬は汗をかけず、焼けた路面で火傷をする場合もあるので、夏場の暑い時間は避けること。

②必要な運動量は、品種、年齢などによって異なる。

大まかな目安として、小型犬で朝夕10~20分、中型犬で朝夕20~30分、大型犬で朝夕30~40分。

尚、子犬や老犬には無理をさせないこと。

③散歩の時は必ずリードにつなぎ、ふん処理の道具を携帯して持ち帰ること。

尚、排泄を済ませてから散歩に出るような配慮も必要です。

4、しつけ(規則第8条第4号ソ関係)

動物(犬)が家庭や人間社会のなかで一緒に生活していくためのルールを教えることがしつけです。訓練や芸をさせることではありません。しつけのコツは叱るのではなくほめ、それもできたらおかげさにはほめて教えることと、根気よく教えることです。体罰、大声、おどしは絶対に避けるようにして下さい。

①基本は、人が常にリーダーシップをとって犬の行動をコントロールすること。

そのためには、犬に主従関係をしっかり確認させ、理想的には犬は家族の最下位に位置するよう接すれば、家族の要求に従う犬に育つ。

②基本的な号令には、オスワリ・フセ・マテ・オイデ・ツケなどがある。

5、手入れ(規則第8条第4号ツ関係)

動物(犬)の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。又、飼い主が犬の体をくまなく触ることは、スキンシップを図るとともにリーダーシップを示すことになり、しつけのトラブルの未然防止にもなります。

①ブラッシング

汚れや抜け毛を取り除き、艶のある毛にすると同時に、皮膚の血行をよくする。

運動の後に、まず毛並みに逆らってブラシをかけて汚れを浮かし、次に毛並みにそってブラッシングしてやる。

特に、毛の抜け替わる時期には、たんねんなブラッシングが必要。長い毛の犬はブラッシングを怠ると、毛玉が出来て手がつけられなくなってしまう。又、品種によっては定期的なカットが必要。

②シャンプー

回数は飼う場所や毛の長さなどによって異なる。一般的には1ヶ月に1回程度。

③つめ切り

室内飼いの小型犬はもとより、十分に散歩をしている犬でも親指のつめは地面につかないので伸びてしまう。

伸びすぎたつめを放置すると、毛布などにかからまり、つめを折ったりはがしたりすることがある。

④耳の手入れ

耳の中のチェックが時々必要。

健康な犬では、耳垢はわずかでほとんど臭わない。臭いがきつかったり黒い耳垢がたまっている時は、獣医師に相談が必要。綿棒などでのふき取りは、耳の粘膜を傷つけ、汚れを押し込むことになるのでよくない。

⑤歯の手入れ

犬用の歯ブラシや、ガーゼを巻いた指で歯と歯茎をこすってやる。

奥歯の外側が、歯石のつきやすい場所。

歯石を放置しておくとう周炎・歯槽膿漏と病気が進行する。

歯が悪いと口臭がきつばかりでなく、心臓や肝臓などの病気の原因になるおそれが高くなる。

6、病気(規則第8条第4号ト関係)

(1)かかりやすい病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

①腸管内寄生虫症(回虫・鉤虫・条虫など)

下痢や食欲不振などが主な病状。放っておくと死亡することもある。多くは便の虫卵検査で診断。寄生虫の種類に応じた駆虫薬の投与により駆虫できる。

②パルボウイルス感染症

おう吐、下痢が主な病状。子犬では発病してから1～2日のうちに死亡。

尚、予防ワクチンがあるので、生後2～3ヶ月になったら接種する。

③犬フィラリア症

そうめん状の細い虫が心臓や肺動脈の中に寄生する病気。蚊に刺されることで感染。

寄生数が多いと心臓の機能に障害を与え、放っておくと心不全で死亡することもある。

飲み薬などで予防できる。

(2)人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あると言われています。

主な共通感染症及び犬に係りやすい感染症には次のようなものがあります。

犬	：パストレラ症・皮膚糸状菌症・回虫症・狂犬病など
猫	：猫ひっかき症・トキソプラズマ症・回虫症・Q熱・狂犬病など
牛など	：Q熱・クリプトスポリジウム症・腸管出血性大腸菌症など
サル	：Bウイルス症・細菌性赤痢・結核など
ネズミ	：レプトスピラ症・ハンタウイルス肺症候群・腎症候出血熱など
鳥類	：オウム病・高症原性鳥インフルエンザ・ウエストナイル熱など
ミドリガメ等	：サルモネラ症など

①狂犬病

感染した犬などの動物に噛まれてうつる恐ろしい病気。

温血動物は全て感染する。現代でも治療法はなく、人も動物も発症すると100%死亡。日本では昭和32年以降流行はないが、世界では現在でもほとんどの国(地域)で発生し、年間3万人以上の人が死亡。

②皮膚糸状菌症・かいせん症・白癬菌症

糸状菌(カビの仲間)やかいせん(ダニの一種)による皮膚病は人にも移ることがある。又、人の水虫(白癬菌症)は人から犬にうつることがある。

③エキノコックス症(多包条虫)

本来、キツネとノネズミの間で感染している寄生虫症。

犬はノネズミを食べることで感染、ほとんど症状を示さない。虫卵が人の口に入ると、子虫が肝臓などに寄生して、長い年月の後に肝障害などの症状を起こす。流行地は北海道なので、犬をつれて旅行する時は、犬がノネズミなどを食べないように気をつけることが必要。犬は寄生したエキノコックスは薬で駆除できる。

(3)健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。

病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿や便の状態などに注意していることが必要です。良いホームドクター（獣医師）を決めて、様子がおかしい時は早めに受診しましょう。尚、病気になった時にあわてるより、普段からバランスのとれた食事や適量の運動に気を付け、ワクチンや薬で予防することが一番なのは言うまでもありません。又、共通感染症を予防するためには、口うつしで食べ物を与えるなどの過度の接触をしない、ふんや尿は早めに処理をする、動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたりふんや尿を扱った後はよく手を洗う、などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。そして、普段から動物の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談して下さい。

又、飼い主自身や家族の健康状態にも注意し、異常があれば医師に相談して下さい。

7、不妊・去勢措置等(規則第8条第4号チ・リ関係)

飼育頭数が増えて、適切な飼養管理が出来なくなってしまう場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置いて虐待することとなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。動物が繁殖し、飼養数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、出来る限り繁殖を制限するように努めましょう。繁殖を制限する主な方法としては、去勢手術(数千～数万円)、不妊手術(数万円)、又は、雄雌の分別飼育などがあります。不妊去勢手術は、一般的には大人になる前に行う方が望ましいとされており、その効果としてはみだりな繁殖を防止するだけでなく、性格が穏やかになってしつけがしやすくなること、発情期のストレスを軽減できること、子宮蓄膿症等の病気を予防できること等があげられています。尚、デメリットとしては肥満やホルモン失調が認められる場合があること等があげられています。

8、その他(規則第8条第4号ソ関係)

*子犬の時に親兄弟と過ごした経験は大切であることから、子犬を親兄弟とは別に飼う場合は、ある程度大きくなってから(社会化期が過ぎてから)が望ましいといわれています。

*固体識別と終生飼養:マイクロチップ等による固体識別措置に所有者の明示と終生飼養は、飼い主の愛情と責任のあかしです。

*本説明書は必要最小限のことについて記載したものです。

飼養保管方法の詳細については、専門の飼育書等をご参照下さいますようお願いいたします。

III、関連法令(規則第8条第4号ヌ関係)

1、動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

(1)次の規則を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

①愛護動物のみだりな殺傷、虐待又は遺棄の禁止。

*「愛護動物」とは、牛・馬・豚・めん羊・やぎ・犬・猫・家兎・鶏・家鳩・あひるのことです。

又、これら以外で人が占有しているほ乳類・鳥類・爬虫類も含まれます。

②動物取扱孤業(販売・保管・貸出し・訓練・展示)を行う場合は、都道府県知事等の登録を受けること。

③特定動物(危険な動物)の飼養保管を行う場合は、都道府県知事等の許可等を受けること。

(2)、飼い主の責務等として、次のことを守るように努める事とされています。

①動物を「命あるもの」と認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと(基本原則)。

②動物の種類、習性等に応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること(健康等の確保)。

③動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑を及ぼさないようにすること(危害や迷惑等の防止)。

④動物に起因する感染症について正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと(人と動物との共通感染症の予防)。

⑤動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による固体識別措置をすること(所有者の明示)。

⑥「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)」を遵守すること。

⑦みだりな繁殖により適正飼養が困難にならないように、必要に応じて不妊去勢手術等を行うこと(繁殖制限)。

*特定動物の一覧等は、環境省ホームページの<http://www.env.go.jp/neture/dobutsu/aigo/>参照

2、狂犬病予防法

*鳥類・爬虫類の販売時には説明不要

次の規則を守ることが義務付けられています。守らない場合には、罰金等が課せられます。

- ①犬を飼い始めてから(幼齢犬は生後90日になったら)30日以内に、区市町村に登録を行うこと。
- ②生後91日以上の犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせること。
- ③鑑札及び注射済票を犬に付けておくこと。
- ④犬が死亡したとき、登録内容に変更があったときは、30日以内に区市町村に届け出ること。

3、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(外来生物法)

次の規則を守ることが義務付けられています。

守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ①特定外来生物の輸入、飼養、栽培、保管又は運搬は、環境大臣の許可等を受けること。
- ②環境大臣の許可を受けていない者に特定外来生物の販売・譲渡することの禁止。
- ③特定外来生物を野外に放つことの禁止。
- ④未判定外来生物の輸入を届け出ること。

又、判定が終わるまでの一定期間、輸入を制限すること。

*特定外来生物の一覧等は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/> 参照

4、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(種の保存法)

次の規則を守ることが義務付けられています。

守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ①国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の販売・両夫目的の陳列又は譲渡は、環境大臣等の許可等を受けること。
- ②国内希少野生動植物種の捕獲等は、環境大臣の許可等を受けること。

*希少野生動植物種の一覧等は、環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/neture/yasei/hozonho/index.html> 参照

5、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣法)

*爬虫類の販売時には説明不要

次の規則を守ることが義務付けられています。守らない場合は、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ①鳥獣の捕獲等の禁止等。
- ②野生鳥獣(狩猟鳥獣を除く)の飼養をする場合は、都道府県知事から登録を受けること。
- ③販売禁止鳥獣(ヤマドリ)を販売する場合は、都道府県知事の許可を受けること。
- ④一定の鳥獣、鳥獣の加工品等を輸出入する場合は、適法捕獲証明書等の添付をすること。

*狩猟鳥獣の一覧等は、環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/neture/yasei/choju.ho/index.html> 参照

6、その他

それぞれの地方公共団体においては、条例により、動物の愛護及び管理に関する特別の規定を制定している場合があります。

私は貴店から動物(種類：) ・数：)
購入契約に当たって、説明者(岸 澤 克 彦)より、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び本説明書の交付を受けたことを確認します。(注：この確認書の受領は、規則第8条第4号の規定により動物の販売業者に義務付けられているものです。)

平成 年 月 日

住 所()

氏 名(印)

*動物取扱業者はその登録番号 ()